

平成十六年二月

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
1	定義	一
2	投資活動に関する内国民待遇及び最恵国待遇	一
3	裁判を受ける権利等に関する内国民待遇及び最恵国待遇	一
4	特定措置の履行要求の禁止	一
5	附属書Ⅰに特定する例外分野及び事項	一
6	附属書Ⅱに特定する例外分野及び事項	一
7	法令の公表	一
8	投資家の一時的な入国、滞在及び居住	一
9	収用及び国有化の場合の補償措置等	一
10	緊急事態の場合の措置	一
11	請求権代位	一
12	送金の自由	一
13	国家間の紛争解決手続	一
14	国家と投資家との間の紛争解決手続	一
15	一般的例外措置	一

16	国際収支困難等の場合の例外措置	四
17	信用秩序の維持のための例外措置	四
18	知的財産及び知的財産権の扱い	四
19	租税に係る課税措置	四
20	合同委員会	四
21	環境上の措置	五
22	地方政府による協定の遵守等	五
23	協定の発効手続等	五
24	附属書	五
25	合意された議事録	六
三	協定の実施のための国内措置	七

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、平成十一年三月の日越首脳会談において、この協定に関する協議を開始することで意見が一致したことを受け、平成十一年九月以来ベトナムとの間で二回の予備的協議、四回の本協議及びその後の外交ルートを通じた調整を行った。その結果、平成十五年四月の日越首脳会談において、協定案文についての基本合意を確認するに至り、平成十五年十一月十四日に東京において、日本側川口外務大臣とベトナム側フック計画投資大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の法的枠組みを整備するものである。この協定の締結は、我が国とベトナムとの間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文二十三箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 定義

この協定の適用上、「投資家」、「投資財産」及び「区域」は、それぞれ定義された意義を有する旨定める。（第一条）

2 投資活動に関する内国民待遇及び最恵国待遇

各締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。（第二

二条）

3 裁判を受ける権利等に関する内国民待遇及び最恵国待遇

各締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。

（第三条）

- 4 特定措置の履行要求の禁止
いずれの締約国も、投資活動を行う条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならないこと等について定める。(第四条)
- 5 附属書Iに特定する例外分野及び事項
各締約国は、第二条(内国民待遇及び最恵国待遇)又は第四条(特定措置の履行要求の禁止)の規定による義務に適合しない措置(以下「例外措置」という。)を、附属書Iに特定する分野又は事項について採用し又は維持することができる旨定める。各締約国は、協定の効力発生の日に、附属書 に特定する分野又は事項について、その時点において存在するすべての例外措置を他方の締約国に通報する旨定める。(第五条)
- 6 附属書 に特定する例外分野及び事項
各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書 に特定する分野又は事項について維持することができる旨定める。各締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書 に特定する分野又は事項について、その時点において存在するすべての例外措置を他方の締約国に通報する旨定める。各締約国は、通報した例外措置を、漸進的に削減し又は撤廃するよう努める旨定める。いずれの締約国も、この協定の効力発生後においては、附属書 に特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならないこと等について定める。(第六条)
- 7 法令の公表
各締約国は、投資活動に関連し又は影響を与える法令等を速やかに公表する旨定める。(第七条)
- 8 投資家の一時的な入国、滞在及び居住
各締約国は、投資家の一時的な入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。(第八条)
- 9 収用及び国有化の場合の補償措置等
各締約国は、収用又は国有化を行うに際して、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続に従う

この条件を満たさなければならぬ旨定める。収用に伴う補償は、公正な市場価格に基づき遅滞なく支払わなければならないこと等について定める。(第九条)

10 緊急事態の場合の措置

いずれか一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国の区域内において、武力紛争の発生その他の緊急事態により投資活動に関して損失又は損害を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第十条)

11 請求権代位

締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。(第十一条)

12 送金の自由

各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての支払等が遅滞なく自由に移転されることを認めなければならないこと等について定める。(第十二条)

13 国家間の紛争解決手続

各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関する他方の締約国の申入れに対し好意的な考慮を払う旨定める。この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が外交交渉によつても満足な調整に至らなかつた場合には、当該紛争は仲裁裁判所に決定のため付託すること等について定める。(第十三条)

14 国家と投資家との間の紛争解決手続

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、当該投資家の要請に基づき、投資紛争の解決に関するワシントン条約又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則の下で調停又は仲裁に付託されること等について定める。(第十四条)

15 一般的例外措置

各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、国際の平和及び安全の維持のため国際連合

憲章に基づく義務に従ってとる措置、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置、並びに公の秩序の維持のために必要な措置をとることができること等について定める。(第十五条)

16 国際収支困難等の場合の例外措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等においては、第二条1(内国民待遇)の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条(送金の自由)の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し又は維持することができること等について定める。(第十六条)

17 信用秩序の維持のための例外措置

各締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し又は維持することができること等について定める。(第十七条)

18 知的財産及び知的財産権の扱い

この協定は、両締約国が当事国となっている知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該多数国間協定に基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない旨定める。この協定は、いずれか一方の締約国が当事国となっている知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨定める。両締約国は、一方の締約国の要請に基づき、知的財産及び知的財産権の保護に関する協議を行い、その協議の結果に基づき、自国の関係法令に従い、適切な措置をとる旨定める。(第十八条)

19 租税に係る課税措置

租税に係る課税措置には、第一条(定義)、第三条(裁判を受ける権利等に関する内国民待遇及び最恵国待遇)、第七条(法令の公表)、第九条(収用及び国有化の場合の補償措置等)、第二十二條(地方政府による協定の遵守等)及び第二十三條(協定の発効手続等)の規定が適用されること等について定める。(第十九条)

20 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について定める。(第二十条)

21 環境上の措置

両締約国は、環境上の措置の緩和を通じてそれぞれ他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認めること等について定める。(第二十一条)

22 地方政府による協定の遵守等

各締約国は、地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨定める。第二条2(最恵国待遇)の規定は、各締約国が自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国又は経済統合のための国際協定その他これに類する国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇には適用されないこと等について定める。(第二十二条)

23 協定の発効手続等

この協定は、所定の国内手続を了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、有効期間は十年である旨定める。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、終了の日から更に十年間引き続き効力を有すること等について定める。(第二十三条)

24 附属書

第二条(内国民待遇及び最恵国待遇)及び第四条(特定措置の履行要求の禁止)の適用における例外に係る分野又は事項について定める。

(1) 附属書

(イ) 日本側

領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、火薬類製造業、航空機産業、武器産業、原子力産業、宇宙開発産業、電気業、ガス業、放送業、貨物利用運送事業、金融サービス(預金保険に限る。)、公的独占の維持、指定又は廃止(民営化を含む。)、国営企業の維持、設立又は処分(民営化を含む。)、補助金並びに土地の取引

前記のうち、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、貨物利用運送事業並びに土地の取引を除き最恵国待遇が与えられる。

(ロ) ベトナム側

放送及びテレビジョン、文化的性質を有する製品の製造及び出版、石油及びガスの採掘並びに希少鉱物の採掘、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、天然林の樹木伐採、武器、弾薬及び爆発物の製造、賭博^ト、土地及び住宅の所有及び利用、河港、海港及び空港の運営、国有企業の株式購入並びに補助金

前記のすべてにつき最恵国待遇が与えられる。

(2) 附属書

(イ) 日本側

農林水産業に関連する第一次産業（附属書 の対象であるものを除く）、鉱業、石油業、生物学的製剤製造業、皮革及び皮革製品製造業、熱供給業、水道業、電気通信業、鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、水運業、航空運輸業、警備業、航空機の登録等並びに船舶の国籍に関する事項等

前記のうち、航空運輸業を除き最恵国待遇が与えられる。

(ロ) ベトナム側

各分野に共通の事項（この附属書のすべての分野及び小分野について適用されるもの）、法律サービス、会計、監査及び簿記のサービス、税務サービス、広告サービス、付加価値電気通信サービス、基本電気通信サービス、音声電話サービス（固定地域、長距離及び国際回線に係るものを含む）、電気通信設備の建設、据付け、運営及び維持、音響・映像サービス、保険サービス、銀行サービスその他の金融サービス、不動産業、旅行業サービス、輸送サービス、紙、植物油、牛乳及びしょ糖の加工並びに木材加工（輸入木材を利用する事業を除く）、窒素・リン酸・カリウム肥料、ビール及び紙巻たばこ、四輪自動車の製造及び組立て、流通サービス並びに電気及び国内航空運送

前記のすべてにつき最恵国待遇が与えられる。

25 合意された議事録

(1) 協定第二条の規定に関し、各締約国は他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇のうち当該投資

家又はその投資財産にとっていずれか有利な待遇を与える義務を負う旨確認する。

(2) 協定第二条の規定に関し、知的財産及び知的財産権についても、内国民待遇及び最恵国待遇が適用される旨確認する。協定第十八条の規定に関し、貿易関係に関するベトナム社会主義共和国とアメリカ合衆国との間の協定等いかなる二国間協定も、同条2に規定する「知的財産及び知的財産権に関する多数国間協定」に含まれない旨確認する。

(3) 協定第六条の規定に関し、いずれの締約国も、附属書 に特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならないとの義務の不履行を正当化する根拠として自国の国内法令を援用することができない旨確認する。

(4) 協定第十九条の規定に関し、租税に係る課税措置が収用に該当するかどうかを判断するに当たって考慮すべき事項を確認する。

(5) 協定第二十二條の規定に関し、自由貿易地域、関税同盟又は経済統合のための国際協定についての通常の解釈を確認する。貿易関係に関するベトナム社会主義共和国とアメリカ合衆国との間の協定は、同条3に規定する「自由貿易地域若しくは関税同盟」を形成せず、また、「経済統合のための国際協定その他これに類する国際協定」に当たらないこと等につき確認する。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の規定を実施するための新たな立法措置及び特別の予算措置は、必要としない。